

ひたちなか市ネーミングライツに関する ガイドライン

令和7年4月策定
(令和7年10月改定)

ひたちなか市資産経営課

第1 総則

1 はじめに

このガイドラインは、本市のネーミングライツを円滑に導入し、その適正な運用を図るため、対象とする施設等、募集の方法その他ネーミングライツに関する事項について、基本的な考え方を示すものです。

2 定義

ネーミングライツとは、公共施設に企業名や商品名等を冠した愛称を付ける権利（命名権）のことです。契約により命名権を取得した団体等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）は、命名権の対価として市にネーミングライツ料を支払うことで、対象施設について、企業名や商品名等を冠した愛称を付することができます。

ネーミングライツの導入後、市は愛称を市のホームページや市報などで積極的に使用することとしますが、条例等で定める施設の正式名称は変更しません。

第2 ネーミングライツの導入

1 目的

ネーミングライツの導入は、安定的な財源確保により、持続可能な施設運営を行うことを目的とします。

2 効果

ネーミングライツ・パートナー、市民等、市それぞれに次のメリットが期待されます。

（1）ネーミングライツ・パートナー

ア 広告効果による認知度の向上

愛称が、事業や広報等を通じてメディアや市民等へ発信されることによって、企業名や商品名の認知度向上につながります。

イ 社会貢献活動

市の財源になることは市民等へのサービス向上に寄与し、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）を果たすことにつながります。

（2）市民等・市

ア 施設・事業の安定運営

施設の管理運営にネーミングライツ料を活用することで、施設や事業の安定運営につながります。

イ サービス・利便性の向上

施設や事業の安定運営により、市民等へのサービスや利便性の向上が図られます。

第3 ネーミングライツ導入に係る手続き

1 導入までの流れ

ネーミングライツを導入する場合の標準的な手続きは、概ね次のとおりとします。詳細については、別紙「ネーミングライツ導入手続きフロー」を参考としてください。

- (1) 対象施設の選定
- (2) 募集要項の作成（ネーミングライツ料、契約期間、愛称の命名に係る条件、愛称使用に係る費用負担等）
- (3) ネーミングライツ・パートナーの公募
- (4) 選定委員会による審査・優先交渉権者の選定（優先交渉権者及び次点を選定）
- (5) 優先交渉権者との協議（優先交渉者が不調となった場合は、次点の交渉権者と協議）
- (6) ネーミングライツ・パートナーの決定
- (7) 契約締結
- (8) 市民への周知
- (9) 施設等の表示変更
- (10) 愛称の使用開始

2 対象施設

- (1) 本市が所有するスポーツ施設や文化施設、公園などの広く市民等に利用される公共施設（及びそれらの一部）のほか、ネーミングライツを導入することにより効果が見込まれる施設を対象とします。
- (2) 施設の設置目的やメディアに取り上げられる頻度などを考慮し決定するものとします。
- (3) 庁舎、学校、保育所等の設置目的上、ネーミングライツ導入施設として適当でないもの、又は、施設名称の設定において特段の事情があるものは対象外とします。
- (4) 対象施設にしようとする施設が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者による管理運営を行っている場合は、指定管理者の不利益とならぬよう、あらかじめ市が当該指定管理者と協議を行うこととします。なお、指定管理者の募集時に合わせてネーミングライツを導入する場合は、あらかじめ指定管理者の募集要項等において、当該施設においてネーミングライツ・パートナーを募集する旨を周知します。

3 ネーミングライツ・パートナーの募集

(1) 対象施設の選定

施設所管課は、対象施設を選定の上、募集条件（案）等についての調書を作成し、資産経営課に提出します。調書の取りまとめは、資産経営課において実施し、(3) スケジュールにあわせて、毎年度2回行います。

(2) 募集方法

対象施設について募集要項を定め、当該要項に基づき、市ホームページへの掲載等により、ネーミングライツ・パートナーを公募することとします。

(3) スケジュール

公募は、毎年度2回程度とし、スケジュールの目安は、以下のとおりとします。

	庁内の 募集期間	事業者の 公募時期	選定委員会 の開催時期	協議期間	契約時期	愛称の 供用時期
1回目	2月～3月	5月	6月	7～8月	9月	11月
2回目	7月～8月	10月	11月	12月～翌年1月	翌年2月	翌年4月

※公募期間は、応募者にとって、応募に際し十分な検討期間を確保する必要があることから、原則として、公募開始日から1ヶ月程度の期間を設けることとします。

※契約時期及び愛称の供用時期は、優先交渉権者との協議の進捗により前後します。

(4) 募集条件

ア 契約期間

市民等の混乱を避けるため、原則3年以上とし、優先交渉権者と協議のうえ、契約年数を定めることとします。ただし、指定管理施設については、指定期間を考慮し、適切な契約期間を設定します。

イ ネーミングライツ料

(ア) 対象となる施設の規模、利用者数、他自治体の類似事例などを勘案し、基準となる金額（最低金額）を施設ごとに設定するものとします。また、ネーミングライツ料は金銭によることを原則とし、市が設定する「最低価格」を公表して募集することとします。

(イ) 原則として、当該施設の管理運営に活用することとします。

(ウ) 原則として、ネーミングライツ・パートナーは、市が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により、ネーミングライツ料を年度ごとに当該年度分を一括して納入することとします。

ウ 愛称の条件

次のすべての条件を満たすものとします。なお、これ以外の事項についても規定することができることとし、条件の詳細はそれぞれの募集要項で定めることとします。

(ア) 市民等の理解

施設のイメージを損なうことなく、施設の種別が容易に理解でき、市民等にとって、親しみやすく、呼びやすい愛称とします。

(イ) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは使用を禁止することとします。

- a 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- b 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- c 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの
- d 第三者の財産権（商標権、著作権等）、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- e 政治性または宗教性のあるもの
- f 社会問題についての主義主張のあるもの

g 個人の名刺広告

h その他公共施設の愛称として適当でないもの

(ウ) 愛称の変更

市民等の混乱を避けるため、やむを得ない理由を除き、原則として契約期間内での愛称の変更はできないこととします。

エ 応募資格

応募資格を有する者は、法人格を有し、本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び責任をもって安定的に事業を実施することができる事業者とします。ただし、次のいずれかに該当する者は応募することができません。なお、これ以外の事項についても規定することができることとし、応募資格の詳細については、それぞれの募集要項において定めることとします。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(イ) ひたちなか市から現に指名停止又は指名除外措置を受けている者

(ウ) 地方税及び国税について滞納がある者

(エ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされている者

(オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者

(カ) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者

(キ) 公序良俗に反する事業を行う者

(ク) 政治性又は宗教性のある事業を行う者

(ケ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくはこれらが実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者

(コ) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する者（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）

(サ) その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認める者

オ 審査・決定

(ア) 選定委員会による審査

募集ごとに、副市長を委員長とし、その他関係部局の職員で構成する選定委員会を設置します。選定委員会は、ネーミングライツ料・契約期間・愛称等から、書類審査により応募者を審査し順位付けを行います。もっとも順位が高かった応募者は、優先交渉権者として契約に向けた協議を行います。

なお、応募者が1者の場合であっても、選定委員会を開催し、審査を行います。

【選定委員会の構成】

委員長：副市長

副委員長：総務部長

委員：企画部長，市民生活部長，保健福祉部長，子ども部長，経済環境部長，
建設部長，都市整備部長，教育部長，財政課長，施設所管課長

事務局：総務部資産経営課

【審査項目及び審査のポイント】

主に以下の視点で審査項目を定め，選定委員会で審査します。なお，これ以外の項目についても規定できることとし，詳細はそれぞれの募集要項に定めることとします。

審査項目	審査ポイント
応募団体	・ 応募資格は適正か ・ 応募団体の経営は健全か ・ 施設と応募団体等の事業内容等がマッチしているか 等
愛称	・ 施設のイメージを損なうことがないか ・ 親しみやすいか，わかりやすいか，呼びやすいか ・ 施設の管理運営に支障が生じないか 等
ネーミングライツ料	・ ネーミングライツ料は妥当か
希望契約期間	・ 安定した運用が図られる期間か ・ 市民等の混乱を招かない期間か 等

（イ）ネーミングライツ・パートナーの決定

施設所管課において，優先交渉権者との間で，愛称の表示場所・看板や案内表示の設置・契約内容等について協議を行い，合意に至り次第，ネーミングライツ・パートナーとして決定します。なお，合意に至らない場合は，協議を打ち切り，次順位の候補者と協議を行います。

カ ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーが決定したときは，ネーミングライツ・パートナーの名称，施設の愛称，ネーミングライツ料，契約期間等を市ホームページにより公表します。

キ 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は，募集条件を見直し再度募集するか，又は募集を取りやめます。

ク 秘密の保持

応募内容については，ネーミングライツ事業の実施に関してのみ使用し，それ以外には使用しないものとします。

第4 ネーミングライツ・パートナーとの契約

1 契約の締結

施設所管課は、ネーミングライツ・パートナーとの協議により契約内容について合意に達した上で契約を締結します。

2 契約の更新

ネーミングライツ・パートナーは、契約期間満了の8か月前までに市に契約更新を申し入れることができ、次期契約期間に関して優先的に交渉することができるものとします。ただし、市は契約更新の申し入れ期間の前に競合の可能性等により次期契約者について公募を行うことが適当と判断した場合や、申し入れが無かった場合、申し入れがあっても交渉が整わない場合は、契約を更新せず公募を行うことができるものとします。

なお、契約期間満了後に対象施設におけるネーミングライツを終了することが決定している場合は、ネーミングライツ・パートナーからの申し入れの有無にかかわらず、契約の更新を行わないことができるものとします。

3 契約の解除

ネーミングライツ・パートナー決定後及び契約締結後に、応募資格要件を欠くことが判明した場合や、民間事業者及びその団体員等の社会的信用を損なう行為により当施設のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められるときは、市は、ネーミングライツ・パートナーの取消及び契約の解除ができるものとします。その場合、原状回復に必要な費用等は、当該民間事業者等が負担するものとします。

なお、市の事情や市の責による契約の内容に適合しない事由の発生により、ネーミングライツの維持が困難となり、契約を解除した場合についての原状回復に必要な費用は、市が負担するものとします。

4 ネーミングライツ料の返還

すでに納付されたネーミングライツ料については、原則として返還しないものとします。ただし、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すことができない事由により契約の解除に至った場合には、契約期間の残期間に相当するネーミングライツ料を返還するものとします。

5 導入に伴う費用負担

施設名の表示等の変更に係る本市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、原則として、次によるものとします。なお、詳細は募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書において定めます。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示や案内等の変更 ※1	－	○
契約期間終了後の原状回復	－	○

本市及び指定管理者が作成する印刷物 (パンフレット、封筒等) ※2	○	—
本市及び指定管理者が管理するホームページ の表示変更 ※3	○	—

※1 看板の設置については、ネーミングライツ・パートナーが本市や関係機関等と協議を行い、必要な許可等を受けた上で行うこととします。

※2 市が新たに作成する印刷物については、原則として愛称を使用することとします。ただし、愛称決定時に既に使用している印刷物は、そのまま使用することとします。

また、指定管理者が作成する印刷物がある場合は、本市における取扱いと同様とすることを基本として、市が指定管理者と調整することとします。

※3 市が管理するホームページについては、市において愛称導入時に表示を変更することとします。また、指定管理者が管理するホームページがある場合は、市における取扱いと同様とすることを基本として、市が指定管理者と調整することとします。

6 リスク負担

ネーミングライツ・パートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うものとします。その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し決定するものとします。

第5 関係法令の遵守

ネーミングライツの導入による看板等への愛称の表示（字体やロゴマークの使用等）については、茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）等の関係法令を遵守することとします。

第6 その他

本ガイドラインは、ネーミングライツの運用状況等を考慮し、適宜見直しを行います。

第7 施行期日

このガイドラインは、令和7年4月1日より施行します。

ネーミングライツ導入手続きフロー

■ 庁内で対象施設を募集

- ・資産経営課が庁内で対象施設を募集。（年2回）

■ 対象施設の選定

- ・施設所管課は、対象施設を選定の上、募集条件（案）等についての調書を作成し、資産経営課に提出。
- ・資産経営課は、必要に応じて施設所管課の相談に対応。
 ≪募集条件≫
- ・ネーミングライツ料、契約期間、その他の条件等

■ 募集要項の作成

- ・資産経営課は、施設所管課と協議の上、募集要項を作成

■ ネーミングライツ・パートナーの公募

- ・募集掲載、質問受付・回答、申請書類受付等

■ 選定委員会による審査・優先交渉権者の決定

- ・ネーミングライツ料・契約期間・愛称等から、書類審査により応募者を審査し順位付けを行います。

■ 優先交渉権者との協議（不調の場合は次点と協議）

- ・順位がもっとも高かった候補者を優先交渉権者として、愛称の表示場所・看板デザイン・施工スケジュール等について協議を行う。

■ ネーミングライツ・パートナーの決定

- ・応募者に対して、選定結果通知書を送付

■ 契約締結

■ 市民への周知

- ・市HP、市報等で周知

■ 施設等の表示変更（ネーミングライツ・パートナー）

愛称の使用開始

約3か月

約1か月

約3か月

協議にて調整

資産経営課

施設所管課

施設所管課